

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第14項に規定する子育て援助活動支援事業として、仕事と育児の両立を支援し、子育てを行っている家庭が安心して生活できる環境を整備するため、育児の相互援助事業である豊岡市ファミリーサポートセンター事業(以下「事業」という。)を実施することに関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市長は、育児の援助を行いたい者(以下「まかせて会員」という。)と育児の援助を受けたい者(以下「おねがい会員」という。)を会員として組織化し、この要綱に基づく会員同士の相互援助活動(以下「相互援助活動」という。)の支援を実施するため、豊岡市ファミリーサポートセンター(以下「センター」という。)を設置する。

2 センターの事務局は、こども未来部こども未来課に置く。

(事業内容)

第3条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 会員の募集及び登録に関する事業
- (2) 相互援助活動の調整に関する事業
- (3) 会員(会員希望者を含む。)に対する講習会の開催に関する事業
- (4) 会員(会員希望者を含む。)の交流及び情報交換に関する事業
- (5) 定期的な会報の発行等の広報に関する事業
- (6) 関係機関との連絡調整に関する事業
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(会員の要件等)

第4条 会員は、事業の趣旨を理解し、市長の承認を得た者とする。

2 まかせて会員は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に居住する18歳以上の者
- (2) 育児の援助を行うことに理解と熱意を有し、心身ともに健康な者
- (3) 自宅で安全に子どもを預かることができる者

3 おねがい会員は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に居住する者
- (2) 生後6ヵ月から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(以下「子ども」という。)の保護者

4 まかせて会員とおねがい会員は、「どっちも会員」としてこれを兼ねることができる。

(会員の責務等)

第5条 会員は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 信義に基づき誠実に相互援助活動を行うこと。
- (2) 相互援助活動により、知り得た秘密を漏らさないこと。退会した後も同様とする。
- (3) 相互援助活動を利用して、以下に該当する行為を行わないこと。

ア 物品の販売等(販売、賃貸その他これらに類する行為をいう。)をすること。

イ 宗教の教義を広め、儀式行為を行い、及び信者を教化育成すること。

ウ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対すること。

エ 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対すること。

- (4) 前3号に掲げるもののほか、その他事業の目的に反する行為を行わないこと。
- 2 まかせて会員は、前項に定める事項のほか、次に掲げる事項を守らなければならない。
- (1) 相互援助活動中は、活動の対象となる子どもの安全確保に努め、子どもに異常を認めるときは、状況に応じた適切な処置をとること。
 - (2) 相互援助活動中は、常に会員証を携帯し、保護者、センター職員その他の関係者から請求があったときは、速やかにこれを提示すること。
 - (3) 相互援助活動中に事故が発生した場合は、直ちにセンター及びおねがい会員に届けること。
- 3 おねがい会員は、第1項に定める事項のほか、次に掲げる事項を守らなければならない。
- (1) 相互援助活動を安全に実施するため、子どもの健康状態、嗜好その他の心身の状況について、センター及びまかせて会員に正確に伝えること。
 - (2) 相互援助活動を中止しようとするとき及び相互援助活動の内容を変更しようとするときは、事前にセンター及びまかせて会員に届け出ること。
- 4 市長は、前3項の規定に違反している者がセンターの指示に従わないときは、その者の相互援助活動を一時停止させることができる。

(入会)

第6条 まかせて会員として入会しようとする者は、まかせて会員入会申込書(様式第1号)を、おねがい会員として入会しようとする者は、おねがい会員入会申込書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

- 2 会員は、入会に際してセンターの実施する講習を受講しなければならない。
- 3 市長は、前項の講習を修了した者を会員として登録するとともに、当該会員に対し、会員証(様式第3号)を発行するものとする。
- 4 会員は、第1項の入会申込書に記載した内容に変更が生じたときは、速やかに市長に会員登録内容変更届(様式第4号)を提出しなければならない。

(退会)

第7条 退会しようとする会員は、退会届(様式第5号)に会員証を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、会員が第4条に規定する要件を満たさなくなったとき、又はこの要綱に違反し会員として適さないと認めるときは、当該会員を退会させることができる。

(アドバイザー)

第8条 事業を円滑に実施するため、センターにアドバイザーを置く。

- 2 アドバイザーは、第3条に規定する事業に関する業務のほか、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 事業内容の周知及び啓発に関する業務
 - (2) 会員間のトラブルへの助言に関する業務
 - (3) その他センターの運営に関する業務
- 3 アドバイザーは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(相互援助活動の内容)

第9条 まかせて会員が行う相互援助活動は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 保育所、幼稚園、小学校、放課後児童クラブその他これらに類する施設（以下「教育・保育施設等」という。）の開始前や終了後に子どもを一時的に預かること。
 - (2) 教育・保育施設等までの子どもの送迎を行うこと。
 - (3) 冠婚葬祭や他の子どもの学校行事等の際に子どもを一時的に預かること。
 - (4) 買い物等外出時の際に子どもを一時的に預かること。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、会員の仕事と育児の両立のために必要な子どもの預かりを行うこと。
- 2 子どもを預かる場合は、まかせて会員の自宅において行うものとする。ただし、当事者間で合意がある場合はこの限りではない。
 - 3 一人のまかせて会員は、子どもを一人しか預かることはできない。ただし、まかせて会員の経験と能力等からアドバイザーが相互援助活動について適正であると判断した場合は、子どもを兄弟姉妹と一緒に預かることができる。
 - 4 相互援助活動は、午前6時から午後10時までの間の必要な時間に行わなければならない。ただし、看護、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、当事者間の合意により、相互援助活動の必要とする時間を決めるものとする。

（相互援助活動の実施方法）

第10条 おねがい会員は、相互援助活動を受けようとするときは、センターに申込みをしなければならない。

- 2 相互援助活動の申込みを受けたセンターは、援助の内容、日時を確認の上、まかせて会員を紹介するものとする。
- 3 相互援助活動は、おねがい会員とまかせて会員が援助内容等を十分協議の上、相互の合意と責任の下に実施するものとする。
- 4 まかせて会員は、相互援助活動実施後、相互援助活動報告書（様式第6号）を作成し、子どもを引き渡す際に、おねがい会員の確認を受けなければならない。
- 5 まかせて会員は、活動した月の相互援助活動報告書を取りまとめ、その翌月の5日までにセンターに提出するものとする。

（謝礼等）

第11条 おねがい会員は、相互援助活動終了後、速やかにその援助を実施したまかせて会員に対し、別表1に基づく謝礼及び相互援助活動に要した実費相当額を支払うものとする。

- 2 おねがい会員が、依頼していた相互援助活動の予定を自己都合により取り消した場合は、実施を依頼していたまかせて会員に対し、別表2に規定するキャンセル料を支払うものとする。

（補償及び保険）

第12条 相互援助活動に起因する事故等による損害は、当該事故に係る当事者間において解決しなければならない。

- 2 会員は、相互援助活動中の損害の賠償等に備えるため、ファミリーサポートセンター補償保険に加入するものとする。ただし、保険料は市が負担する。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の日の前日までに、豊岡市ファミリーサポートセンター事業実施要綱（平成29年豊岡市教育委員会告示第1号。以下「旧要綱」という。）の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 この要綱の施行の日の前日までに、旧要綱による様式第1号、様式第2号、様式第3号、様式第4号、様式第5号又は様式第6号の様式により使用されている書類は、この要綱の様式によるものとみなす。

別表1（第11条関係）

豊岡市ファミリーサポートセンター謝礼等基準

（1人あたり）

相互援助活動日	相互援助活動時間帯	謝礼額
平日（月曜日から金曜日まで）	午前7時から午後7時まで	30分当たり350円
	午前6時から午後10時までの間で上記以外の時間	30分当たり400円
土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日まで	午前6時から午後10時まで	30分当たり400円

備考

- 相互援助活動の時間単位は30分とする。
- 公共交通機関等を利用した場合はその実費を、まかせて会員の自家用車を利用した場合は、ガソリン代等の実費負担として、走行距離1kmあたり20円をおねがい会員が負担するものとする。
- 子どもの食事、おやつ、おむつ等は、おねがい会員が用意しなければならない。ただし、まかせて会員が費用を負担した場合は、おねがい会員は当該費用を実費としてまかせて会員に支払うものとする。

別表2（第11条関係）

豊岡市ファミリーサポートセンターキャンセル料基準

区分	キャンセル料
前日までのキャンセル	無料
当日キャンセル	予定していた相互援助活動に係る謝礼の半額又は30分の謝礼額のいずれか高い額
無断キャンセル	予定していた相互援助活動に係る謝礼額の全額